

第2次守口市教育大綱

令和3年3月
守口市

1. 大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題に対する認識を共有しつつ、協議・調整を行い、第6次守口市総合基本計画の将来都市像である「いつまでも住み続けたいまち守口～暮らしやすさが、ちょうどええ～」を実現するため、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を考慮し、教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針を定めることとします。

市長及び教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進します。

3. 期間

大綱の期間は、第6次守口市総合基本計画との整合性の観点から前期基本計画期間と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 現状と課題及び今後の方向性

グローバル化の進展や人工知能（A I）の飛躍的な進化など、社会が加速度的に変化する中、核家族化や少子高齢化の進展、また地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においては、子どもたちが変化の激しいこれからの時代に自らの力でしっかりと生き抜くことができる確かな力を身に付けられるよう学力向上やいじめ、不登校、児童虐待などの様々な課題を解消し、自己肯定感を高めつつ一

人ひとりの学びと育ちを保障することが必要であり、そのためには、市長と教育委員会との連携はもちろんのこと、保護者をはじめ市民全体で子どもたちを支えていくことが必要不可欠です。

その基本目標として、子どもたちの学力向上に向けた取組をさらに進めることは当然のこととし、それだけではなく多様な考え方を持つ児童・生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身に付ける場を提供し、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容及びその環境を整えることが必要です。

また、外国人児童・生徒等に対する支援の充実や、いじめの未然防止・不登校の早期解消への取組など教育をめぐる今日的課題への対処も急務です。

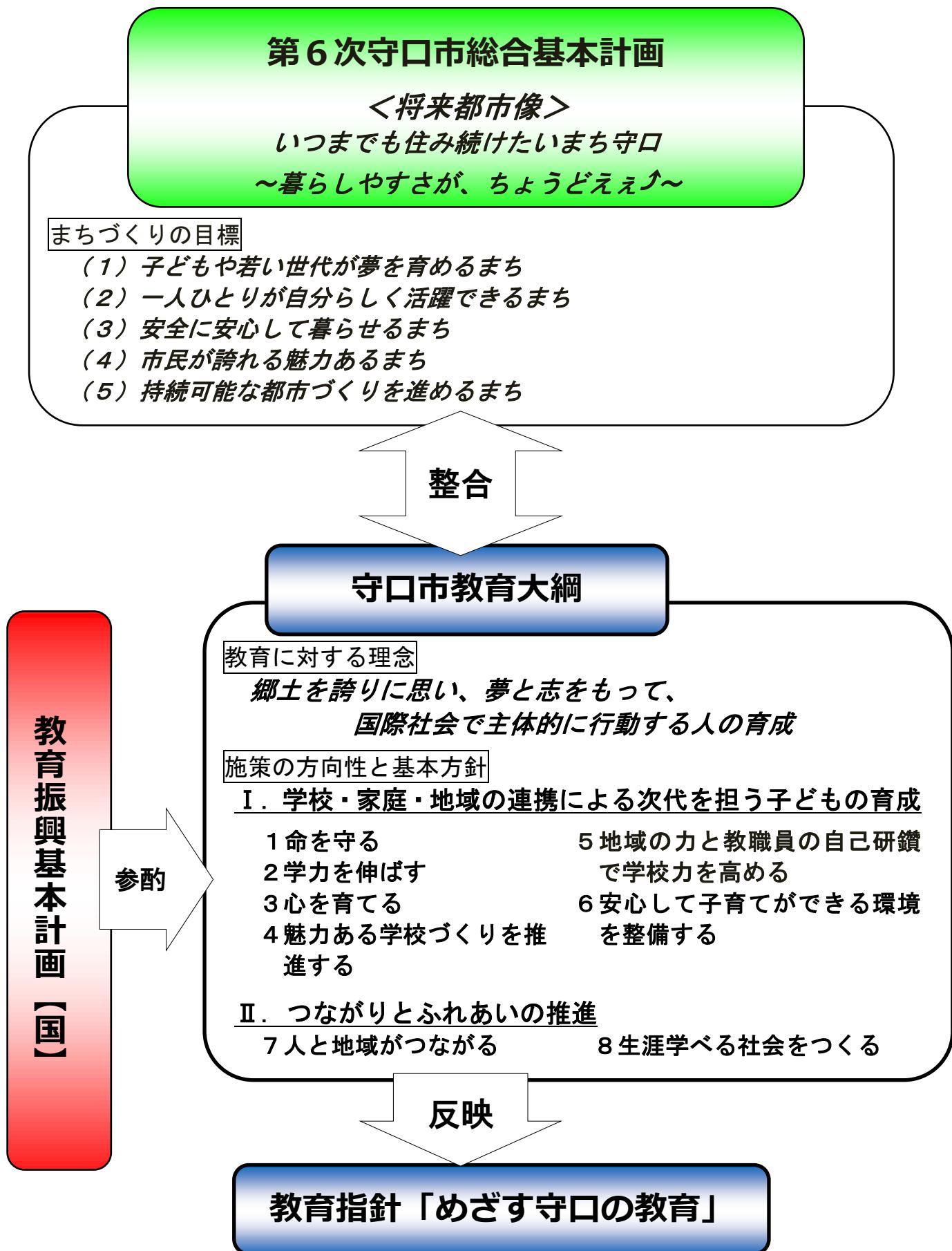
さらに、福祉的アプローチなど様々な資源と手法により家庭へのサポートに配意しつつ学校教育と家庭教育が密接に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の更なる深化が必要です。

このため、本市では、保護者や地域住民の代表が特別職の地方公務員の身分である学校運営協議会委員となり、学校・家庭・地域における課題を共有し、共通の目標に向かって取組を進める学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や大学、スポーツ団体、企業、市民団体及びNPOとの連携などの取組をこれからもさらに進めます。

これら学校と地域、関係諸団体との市民協働、地域連携を推進する体制は、子どもたちの教育環境を改善するだけではなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動への参画を通じて、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながり、学校だけでは実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流機会の充実など、子どもたちに多様な教育メニューを提供することができると考えます。

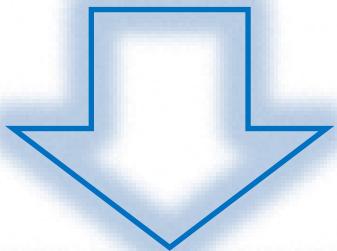
今後も変容し続け、予測することが困難な時代を生きる子どもたちが、発達段階に応じ「生きる力」を育むために、市長及び教育委員会が各学校長や教職員と力を合わせて学校教育・社会教育を総合的に推進します。

5. 大綱の位置づけ



6. 教育に対する理念

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際社会で主体的に行動する人の育成』



『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主
体的に行動する人の育成』の教育理念のもと、国際化を
はじめ社会が急激に変化していく時代において、学校教
育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力
を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめ
ざし、守口の教育を推進します

7. 施策の方向性と基本方針

I. 学校・家庭・地域の連携による次代を担う子どもの育成

子どもたちが心豊かでたくましく育つことができるよう、今後とも教育内容の充実と教育環境の整備に合わせ、学校・家庭・地域の連携を促進し、次代を担う子どもたちを育成します。

【基本方針1】

命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～

子どもたちの命を守る取組は、何よりも大切なことと考えています。

学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。

併せて、通学路には、車止めポールや防護柵及びグリーンベルトを設置するなど、安全確保を図るための取組についても継続して実施します。

また、子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されていることから、中学校区並びに義務教育学校区で学校・家庭・地域の連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組を進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動及び家庭教育の支援についても充実を図ります。

【基本方針2】

学力を伸ばす～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

学校園においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質・能力を養うことが必要です。

そのため、生きていく、また働いていく上での「知識・技能」の習得と未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそ

うとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりとともに、個に応じた指導方法の工夫・改善や学習規律の確立・育成、家庭での生活習慣や学習・読書習慣の確立を目指した取組を推進します。

また、それと併せ、高度情報社会における対応力を育成するため、民間のノウハウを活用した学習機会や1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備のもと、ICTを活用した教育を取り入れ、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するとともに児童・生徒の学習実態を適切に把握した上で、学習支援等にICT機器を効果的に活用します。

さらに、新型コロナウィルス感染症が再び拡大することに備え、オンライン授業の導入をはじめ、ICT機器を活用して家庭学習を支援していきます。

なお、これら学力向上の取組については、すべての児童・生徒が学習習慣を身につけ学力を伸ばしていくよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルを徹底するため「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組を推進するとともに、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査等の結果を分析・活用し、大阪府や国との比較等を行いながら学習状況を把握し、一人ひとりの学力向上の結果を通じて、全ての教科において全国平均を上回るとの目標達成に向け、着実に取組を推進します。

【基本方針3】

心を育てる～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが大切です。

その実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持つことなどにより、自己肯定感を高めつつ、好奇心や自らの欲求をコントロールできる自己抑制力を育み、自らの夢や希望に向かって、粘り強く行動できる子どもを育成します。

さらに、障がい者や国際理解に関する見識を深め、人権尊重の精神を涵養し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組を進めます。

加えて、多文化共生・国際理解への取組として、外国の歴史・文化や生活習慣、他国の環境等への理解を深めるため、総合的な学習の時間等を活用し、引き続き教育実践に取り組みます。

【基本方針4】

魅力ある学校づくりを推進する～教育環境の整備～

児童・生徒が多くの仲間と学校生活を送る中で、豊かな人間関係を築きながら、社会性や向上心を伸ばし、多様な意見を交流させることにより学びを深めることができるよう、よりよい教育環境の整備に努めます。

本市においては、これまでの取組として、義務教育学校を含め、新設の小・中学校を整備するとともに、教育環境整備を図るものとして、特別教室への空調設置を完了しており、今後は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行への対応についても万全を期す必要があることなども含め、ＩＣＴ機器を更に活用し、児童・生徒の効果的な学習を実現するため、1人1台端末を整備するとともに、高速大容量回線の接続を可能とする校内ネットワークの整備を実施し、それらの資源を最大限に活用するため、大学などとの連携も視野に、学校教育を推進することとします。

また、守口市学校規模等適正化方針に基づく取組により小規模校が解消されたことから、今後は学校の老朽化に係る対応に主眼を置き、学校トイレなどの改修に続き、計画的な整備・改修を推進します。

加えて、学校は学びの場であるとともに、地域の拠点でもあることから、地域に根ざした学校として、地域活動や災害時における避難所としての役割をさらに充実させられるよう、環境整備を推進します。

【基本方針5】

**地域の力と教職員の自己研鑽で学校力を高める
～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～**

学校園において、学校運営協議会での意見や保護者等からの評価を学校経営に反映することで多様な視点を取り入れます。また、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるために教職員の更なる資質の向上に努め、それを児童・生徒の指導に生かすことで、地域とともに学校力を高めます。

【基本方針6】

**安心して子育てができる環境を整備する
～若い世代や子育て家庭の定住促進のためにも～**

若い世代や子育て家庭の定住を促進し、安心して子育てができる環境整備の1つとして、心の豊かさや生きる力をはぐくむ教育環境を実現するため、義務教育の就学前後の連続性に考慮した切れ目のない支援をはじめ、教育・保育内容の充実について教育・保育人材の資質向上を含め、引き続き取り組みます。

また、育児や児童の食事・衣服の清潔の世話、生活環境を整えることが困難な家庭に対して相談・支援などを行うことにより、必要に応じた子育てと保護者支援を行います。

Ⅱ. つながりとふれあいの推進

生涯学習の機会の充実と場所の提供を図り、歴史的・文化的資源を活用することにより、人とのふれあいや地域社会とのつながりを深め、心の豊かさを育み、生きがいを持てる環境づくりを進めます。

【基本方針7】

人・地域がつながる～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等によって社会構造や雇用環境が変化するなど、社会が急速に変化している状況を踏まえ、国において学習指導要領が改訂され、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養に取り組むこととされました。

そこで、「これから時代を生きる」子どもたちを育むために、学校教育の蓄積を生かしながら、学校・家庭・地域が情報や課題を共有し、共通の目標を持って、保護者や地域住民に、「協力者」から一歩前進し、「当事者」として学校運営に参画いただくために、学校運営協議会を全ての中学校区等に設置しました。

今後、本協議会を活用し、家庭の教育力の低下や地域でのコミュニティ意識の希薄化などの社会的課題に対応し、子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わるネットワーク化を促進・支援することで、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の更なる充実に努めます。

【基本方針8】

生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～

少子高齢化が進展し、時代が大きく変化していく中で、市民の皆さんに対し生涯学習及び文化・スポーツ活動の機会の充実と場所の提供を図り、市民の皆

さんが自らの知識・技能の向上を図るとともに、この活動を地域振興や健康づくりなどの行政施策と合わせてより良い地域づくりに結びつけることで、生きがいの持てる地域社会の実現に取り組みます。

そのため、3つのエリアコミュニティセンターと5つの地区コミュニティセンターにおいて、社会教育の場や市民協働の推進、集会、防災支援など、市民の皆さんのがんばりを引き続き支援します。

また、令和2年6月にオープンした守口市立図書館は、生涯学習情報センターで実施されていた図書サービスを更に拡充するとともに、市民の皆さんの活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、主体的に集い、学び、交流できる利活用しやすい施設として運営します。

さらに、守口市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書との合同研修会を実施するなど、学校図書館との更なる連携に努めるとともに、おはなしボランティアの派遣など学校での読書活動の支援や、参考資料やレンタルサービスの充実などにより、調べ学習や自主学習への支援に取り組みます。

また、施設内の文化財展示スペースにおいて、古文書や郷土資料の保管・展示を行い、市民の皆さんのがんばりを広く本市の文化や歴史を学ぶことができる場として、積極的に市の魅力発信に取り組みます。加えて、文化財の魅力発信を目的とする本市社会教育関係団体の活動と連携し、講座等を開催することにより市民の皆さんのがんばりを理解する機会の創出にも引き続き取り組みます。

さらに、地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。

また、本市における都市農業に対する子どもたちの理解を促進するため学校給食への食材の支援や児童の農業体験事業の支援、農の営みを通じた郷土を愛する教育や啓発に取り組みます。